

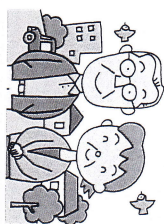
地域包括支援センターは

住み慣れた地域で安心して生活を

継続できるように支援を行っています

介護・福祉・保健・医療など、さまざまな相談ごとに対して、総合的な支援を行っています。

地域のみなさん



相談

さまざまな相談ごと

介護や健康について

- 介護保険を利用したいが、体調が悪いので要介護認定の申請に行けない
- 介護予防のサービスを利用したい
- 今の健康を維持したい
- 近所に住む一人暮らしの高齢者が、最近閉じこもりで心配だ
- 家族が認知症かもしれない
- 新しい総合事業のことを知りたい など

権利や財産を守ることに

- 認知症になったときに、財産の管理が不安だ
- 振り込め詐欺の被害にあってしまった
- 虐待されている高齢者を知っているが、どうすればよいかわからない
- 認知症の高齢者が言うことを聞かないので、つい怒鳴ってしまう など



高齢者に関する相談は、地域包括支援センターまで

介護に関する心配や悩み以外に、高齢者に関することで、健康や生活のこともご相談ください。「どこに相談すればよいかわからない」といった相談内容でも、地域包括支援センターで受け付けています。お気軽にご相談ください。



さまざまな方面から高齢者の生活を支えます
地域包括支援センターは、地域のケアマネジャーの支援のほか、地域の多様な社会資源と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように支援していきます。

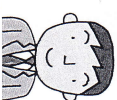
地域包括支援センター



主任ケアマネジャー

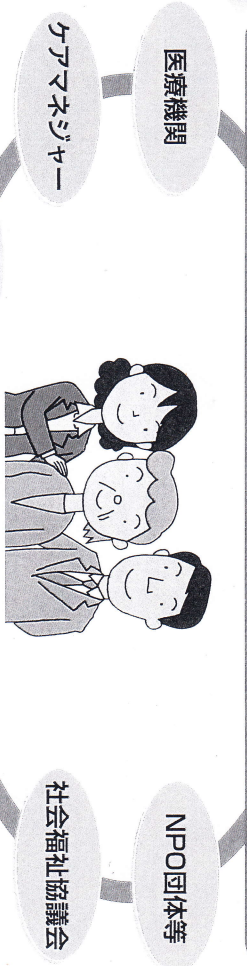


保健師、地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師



社会福祉士

主任ケアマネジャー、保健師または地域保健等の経験のある看護師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携を取りながら、活動しています。



高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えます

高齢者を虐待から守ることを目的として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」があります

高齢者虐待とは？

- ①身体的虐待 (身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行)
 - ②ネグレクト (養護を著しく怠ること)
 - ③心理的虐待 (著しい暴言または、著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動)
 - ④性的虐待 (わいせつな行為をすることやさせること)
 - ⑤経済的虐待 (高齢者から不当に財産上の利益を得ること)
- これらの虐待を養護者(高齢者を養護する者)や介護職員(施設や居宅)が行ったことを発見した場合には、市町村へ通報することが決められています。生命や身体に重大な危険がある場合は通報が義務づけられています。通報や虐待があった場合には、立入調査や警察の援助を求めることができます。また緊急時には施設入所などを行うことができます。
- 他に、養護者に対する支援(養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置)、介護職員への研修、苦情処理の体制整備や成年後見制度の活用なども盛り込まれています。